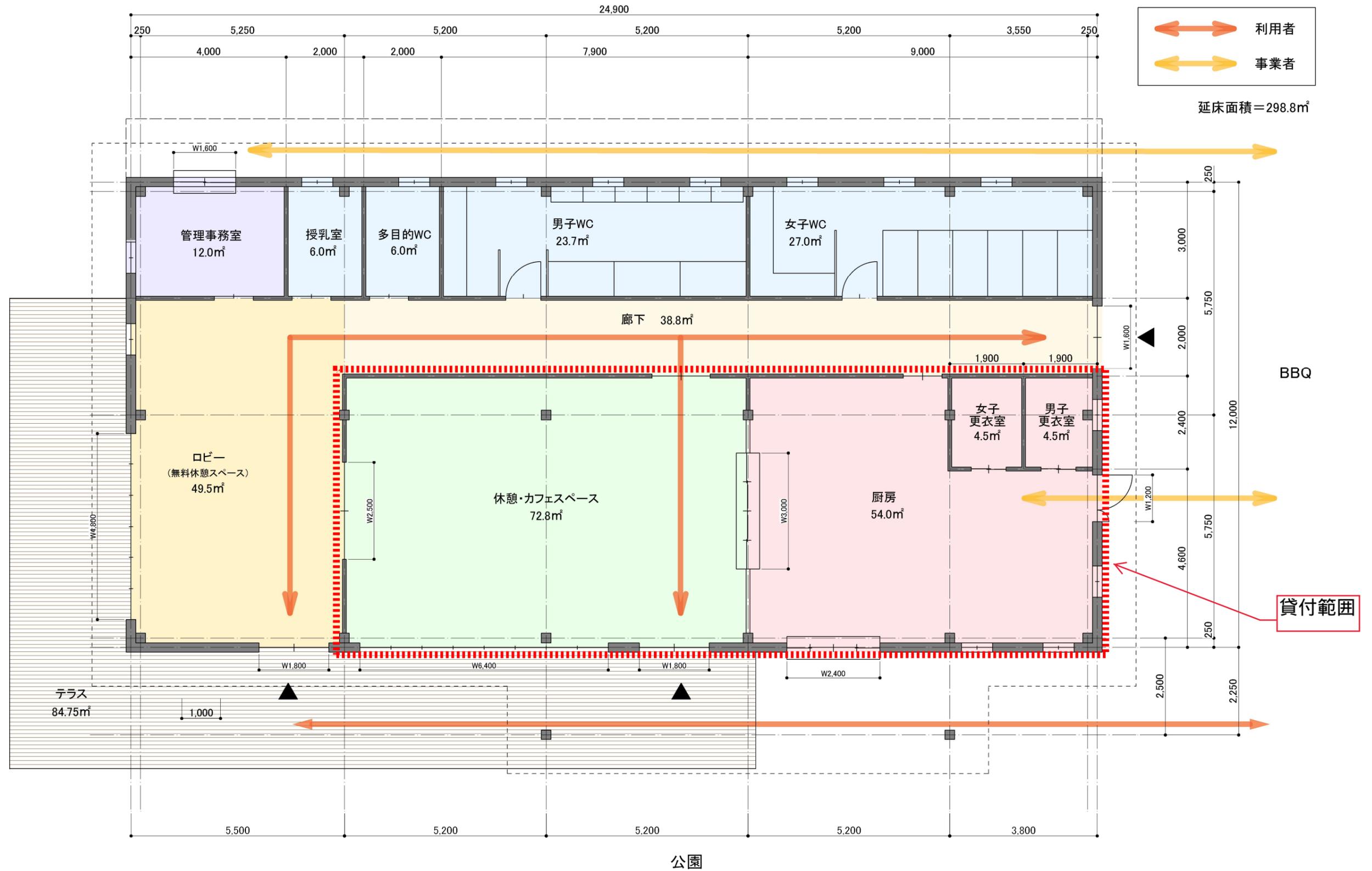


別紙3 管理棟平面図



休憩施設の厨房内における、市川市の引渡し時の管理区分については、以下の通りとする。

建築工事：壁・天井ケイカル板素地仕上げ

コンクリート床防水仕上げ

厨房内不燃区画形成

配管・ダクト類防火区画貫通処理

電気設備：電灯・動力設備用開閉器盤設置及び幹線送り

電話・情報通信設備用テナント端子盤設置及び配管（MDF より）

機械設備：空調用室外機設置スペース確保

換気ダクト区画内引き込み及びダンパー止め

給排水ガス配管区画内引き込み及びバルブ止め

防災設備：法基準に基づく標準設置（大部屋想定）

詳細については表1「管理区分表」を参照すること。

上記を除く厨房内仕上げ及び各種設備については、契約後に施設利用者にて施工・管理するものとし、契約終了後には引渡し時の状態に復旧させること。

※休憩・カフェスペースの内装（床仕上げ、廊下間仕切り、天井、LED 照明）は発注者の管理とし、備品設置及び追加内装工事については施設利用者にて行うものとする。

表 1 管理区分表

| 工事項目 | 工事区分 | 市川市工事 | 備考 |
|------|-----------------|---|--|
| 建築 | 床 | 厨房：床想定厚さ=400mm (FL-400mm 程度) コンクリート直押さえ 程度 A 工事起因分の床点検口設置 床見切り | ・床用積載荷重 300kg/m ² (床スラブの荷重は変更不可) ・厨房部分の嵩上げコンクリートは t=100 まで ・床コンクリートは FL±0 とする。 |
| | 壁・柱型 | 壁：LGS+ケイカル板貼 素地 柱型：LGS+ケイカル板貼 素地 (下地・仕上とも不燃材) | ・直仕上げ及び GL 工法は不可 |
| | 天井 | 天井：LGS+ケイカル板貼 素地 A 工事起因分の天井点検口設置 | |
| | 窓 | アルミサッシ類設置 | |
| | 防火シャッター・ 防火戸 | なし | |

| | | | |
|------|-----------------------------------|--|---|
| | 防煙垂壁 | 法基準に基づく標準設置 | |
| | 廊下・共用部への出入口扉 | 管理用扉設置 | |
| | 店内サイン類 | なし | 共用部でのサイン設置は発注者との協議による |
| | 店舗間仕切 | なし | |
| | 店舗区画内仕切 | なし | |
| | 厨房区画 | 不燃区画形成 | ・区画面積は 100 m ² 以下 (排煙設備の緩和) |
| | 防水区画 | 防水立上り、防水下地、アスファルト防水工事まで | |
| 電気設備 | 電灯コンセント設備 (単相3線式 210V/105V) | 基準容量に基づく幹線送り 区画内所定位置の開閉器盤設置まで | |
| | 動力設備 (三相3線式 210V) | 基準容量に基づく幹線送り 区画内所定位置の開閉器盤設置まで | |
| | 動力設備 (空調室外機用) | 室外機設置スペースの提供 | |
| | 動力設備 (厨房用室外機用) | 室外機設置スペースの提供 | |
| | 動力設備 (冷蔵・冷凍庫室外 機用) | なし | |
| | 電話設備 (メタルケーブル) | MDF からテナント端子盤までの ラック及び配管 テナント端子盤の設置(他通信 設備兼用) | |
| | 情報通信設備 (光ケーブル) | MDF からテナント端子盤までの ラック及び配管 | |
| | TV 共聴設備 | なし | |
| | 個別放送設備 (有線放送・単独 BGM 等) | 引込に関わる工事 | ・本設備に伴うカッタリレー の工事区分は防災のカッタ リレー設備参照 ・個別放送を導入する場合は 全てカッタリレー必須 |
| | POS、CAT 設備 | なし | ・建物外との通信に関わる工 |

| | | | |
|----------|---------------------|--|---|
| | | | 事は電話設備・通信設備の区分に準ずる |
| 空調設備 | 空調設備 | 厨房用空調：室外機置場スペースの提供、外壁貫通スリーブ | <ul style="list-style-type: none"> ・空調：60dB SPL 程度までとする ・受注者側で空調機用室外機、室内機への冷媒管の接続を行うこと ・冷媒管カバーの使用は、管理者に確認をとること |
| | 一般換気設備 (給気・排気) | 給気：基準容量、基準配置の機器設置及び区画内ダクトダンパー止め設置まで 排気：基準容量、基準配置の機器設置及び区画内ダクトダンパー止め設置まで | |
| | 厨房換気設備 (給気・排気) | 給気：基準容量、基準配置の区画内ダクトダンパー止め設置まで 排気：基準容量、基準配置の区画内ダクトダンパー止め設置まで | <ul style="list-style-type: none"> ・受注者側で臭気対策は行うこと |
| | 冷蔵ケース設備 冷凍・冷蔵庫設備 | なし | <ul style="list-style-type: none"> ・設置する場合は、内蔵型とする（店舗内設置） |
| 給排水・衛生設備 | 給水設備 | 基準容量・基準配置のメーター取付バルブ止めまで | <ul style="list-style-type: none"> ・メーターは区画外に設置（子メーター） ・厨房内は露出配管とする |
| | 給湯設備 | なし | <ul style="list-style-type: none"> ・給湯管は露出配管とする |
| | 排水設備（厨房排水） | 基準容量・基準配置のスラブ立上げまで | <ul style="list-style-type: none"> ・グリーストラップはシンダー内埋設または床置型のこと ・グリーストラップ設置によるスラブ貫通は不可 |
| | 排水設備（一般排水） | なし | |
| | ガス設備 | 基準容量・基準配置の区画内までのガス管バルブ止め（メータ | <ul style="list-style-type: none"> ・メーターは区画外に設置 ・ガス供給会社は、発注者と |

| | | 一含まず) | の協議による |
|------|------------|--------------------------------------|--|
| 防災設備 | 排煙設備 | なし | ・厨房：緩和（100㎡以下の不燃区画） |
| | スプリンクラー設備 | なし | |
| | 自動火災報知設備 | 法基準に基づく標準設置 （大部屋想定） | ・発注者工事の移設・増設に関する工事は受注者側で行うこと ・増設の状況により受信機の増・改造が必要 |
| | 非常照明設備 | 法基準に基づく標準設置 （大部屋想定） | ・発注者工事の移設・増設に関する工事は受注者側で行うこと ・電源は厨房種開閉器盤より供給 |
| | 非常放送設備 | 法基準に基づく標準設置 （大部屋想定） | ・発注者工事の移設・増設に関する工事は受注者側で行うこと |
| | カットリレー設備 | MDF からテナント端子盤までの配線 | ・受注者側でテナント端子盤からカットリレーまでの配線及びカットリレー設備を設置すること ・個別放送を導入する場合はカットリレー必須 |
| | 誘導灯設備 | 法基準に基づく標準設置 （大部屋想定） | ・発注者工事の移設・増設に関する工事は受注者側で行うこと ・電源は厨房主開閉器盤より供給 |
| | ガス漏れ警報設備 | 防災監視盤からガス漏れ検知器本体までの配管配線及びガス漏れ検知器本体設置 | |
| | ダクトフード消火設備 | なし | ※規模対象外かは、消防署に要確認 |
| | 消火器 | 全工事 | |
| | 防火区画貫通処理 | 全工事 | |
| | 個別機械警備設備 | 施設用の防犯盤設置 | |